

宮古島市介護支援専門員等研修受講料助成金交付要綱

宮古島市告示第 9 4 号

令和 7 年 5 月 2 8 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、介護支援専門員及び主任介護支援専門員又は相談支援専門員及び主任相談支援専門員（以下「介護支援専門員等」という。）の研修受講料の支援を図るため、介護支援専門員等に対し、予算の範囲内において宮古島市介護支援専門員等研修受講料助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、宮古島市補助金等交付規則（平成 17 年宮古島市規則第 48 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 事業所 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「保険法」という。）第 8 条又は第 8 条の 2 及び第 115 条に規定する事業を実施する介護保険事業所

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 51 条の 20 第 1 項に規定する特定相談支援事業所

ウ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条の 28 第 1 項に規定する障害児相談支援事業所

(2) 介護支援専門員 保険法第 7 条第 5 項に規定する介護支援専門員をいう。

(3) 主任介護支援専門員 介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 66 第 1 号イ（3）に規定する主任介護支援専門員をいう。

(4) 相談支援専門員 障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 28 号）第 3 条又は児童

福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 29 号）第 3 条に規定する従業者をいう。

- (5) 主任相談支援専門員 障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者（平成 30 年厚生労働省告示第 115 号）又は児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める者（平成 30 年厚生労働省告示第 116 号）に規定する従事者をいう。

（交付対象者）

第 3 条 助成金の交付の対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 次条第 1 項各号に掲げる研修を修了した者
- (2) 市内にある事業所（国又は地方公共団体が運営する事業所を除く。）に勤務している、又は勤務する予定である者

（助成金対象経費及び助成金の額）

第 4 条 助成金の交付対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、次に該当する研修に係る受講料及びテキスト代とする。

- (1) 介護支援専門員専門研修／更新研修（専門研修課程Ⅰ）
- (2) 介護支援専門員専門研修／更新研修（専門研修課程Ⅱ）
- (3) 介護支援専門員更新研修（実務経験なし）
- (4) 介護支援専門員再研修
- (5) 主任介護支援専門員研修
- (6) 主任介護支援専門員更新研修
- (7) 介護支援専門員実務研修
- (8) 相談支援従事者初任者研修
- (9) 相談支援従事者現任研修
- (10) 主任相談支援専門員養成研修

2 助成金の額は、交付対象経費の総額とする。

（助成金の申請）

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、研修を修了した日の翌日から1年を経過する日までの期間内に、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 宮古島市介護支援専門員等研修受講料助成金交付申請書（様式第1号）
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) 宮古島市介護支援専門員等研修受講料助成金就労（予定）証明書（様式第3号）
- (4) 介護支援専門員証又は相談支援専門員証の写し
- (5) 各研修の修了証明書の写し
- (6) 各研修の受講料及びテキスト代の領収証の写し
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（助成金の交付決定等）

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合において、その内容を審査し、助成金を交付することが適当である、又は不適当であると認めたときは、宮古島市介護支援専門員等研修受講料助成金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（請求）

第7条 申請者は、助成金の交付を受けようとするときは、宮古島市介護支援専門員等研修受講料助成金請求書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

（交付決定の取消し及び助成金の返還）

第8条 市長は、助成金の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、助成金の交付決定を取り消したときは、交付決定者に対し、宮古島市介護支援専門員等研修受講料助成金交付決定取消通知書（様式第6号）により通知するものとする。

3 市長は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。